

平成21年10月23日

厚生労働大臣

長 妻 昭 殿

特別区長会会長 多 田 正 見

東京都市長会会長 黒 須 隆 一

東京都町村会会長 坂 本 義 次

子どもに関する諸手当に対する緊急要望

平素から東京都の62市区町村の福祉保健施策の推進について、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東京の市区町村では少子化社会が進む中、子育て家庭が安心して生計を維持するうえで、子どもに関する手当等による経済的支援は重要であるという認識の下、厳しい財政状況にもかかわらず、施策の充実に取り組んでいるところです。

このような中、国において、平成21年度子育て応援特別手当の廃止について、閣議決定が行われるとともに、子どもに関する諸手当についての検討が行われております。

子どもに関する諸手当の充実は、将来の日本を担う大切な人的資源の確保施策であり、住民の福祉向上に大きく寄与いたします。

施策の円滑な実施には、支給事務を行う自治体の体制の確保が必須でありますことから、下記のとおり、緊急要望いたします。

記

1 平成21年度子育て応援特別手当について

各市区町村は国の方針に則して事務手続きを進めていたところであり、国において、国民へ子育て応援特別手当に代わる施策の展開や廃止にかかる経緯の確実な周知・広報を行うとともに、自治体に対してもこれまでの準備経費や今後の方針等について十分な説明と適切な対応を行うこと。

2 子ども手当（仮称）について

今回の子ども手当（仮称）については、当初の制度設計どおり、国の財源負担のみで実施すること。また、子ども手当（仮称）実施に係る各市区町村の事務経費についても、準備経費を含めて、財政措置を講じること。

3 条例の制定等や予算編成に必要となる情報の早期提供等

手当事務を行う自治体においては、条例・要綱等の制定・改廃や予算の対応が必要となることから、現行実施している児童手当や児童扶養手当について制度変更等が行われる場合においても、年内中に必要な情報を速やかに提供し、円滑な事業の実施が図れるよう配慮すること。また、システム改修や事業周知に係る十分な準備期間・執行体制の確保ができるよう配慮すること。